

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 3 2 1

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

五霞町長殿		住所(居所)又は所在地		〒		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
年 月 日提出		フリガナ		氏名又は名称		特別徴収義務者指定番号		宛名番号		※市町村ごとに異なります	
給与支払者(特別徴収義務者)		代表者の印		代表者の印		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		氏名	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		電話	
氏名		フリガナ		円		月から		月から		(内線)	
生年月日		昭和・平成		年 月 日		月から		月から		異動の事由	
個人番号		フリガナ		円		円		円		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	
1月1日現在の住所		フリガナ		円		円		円		異動後の未徴収税額の徴収	
給与の支払を受けなくなった後の住所		フリガナ		円		円		円		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須)	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定日	徴収予定額	氏名	続柄
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円	住所	
異動者印			円	電話	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		新しい勤務先では		※市町村記入欄	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		フリガナ		氏名		月割額 円を			
氏名又は名称		代表者の職氏名印		電話		月分から徴収し、納入します。			
法人番号		フリガナ		(内線)		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
								納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162-1 五霞町役場 町民税務課・税務グループ

黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付願います。新勤務先では一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。